

第一三回

参第八号

国家行政組織法の一部を改正する法律（案）

国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二中「五月三十一日」を「六月三十日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 理 由

現行の国家行政組織法上、昭和二十七年五月三十一日までを限り暫定的に設置を認められている官房又は局内の部及び庁内の局の存置期間を一箇月間延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。